

加害者を許せないわけ

加害者は社会的に罪を償い終えたとしても
被害者は生きて戻ってはこない

加害者の人権は法的にも色々守られている

- ・裁判で加害者は自分の気持ちを言える場があるが、亡くなった被害者にはまったくない
- ・裁判で「あなたにとって不利になることは言わなくてもよい」という加害者に有利な言葉は遺族にとって納得できない

遺族にとって癒えることのない大きな傷が
一生心に残る



遺族としてうれしかったこと

- ・亡くなった娘の命日や誕生日を覚えてもらえていた時
- ・タイミング良く遺族の心のうちを聞いてもらえた時
- ・亡くなった人の思い出話をしてもらえた時
- ・遺族に対し、あたたかい気遣いを示してもらえた時

遺族として傷ついた言葉

- * もう一人、娘さんがいるから良かったね
- * 天国にお嫁さんにやったと思うといいね
- * 親より早く亡くなる子は親不孝だね
- * どうして二人の仲を許してあげなかったの？
- * いい娘を持つとこういうことになるんだよ
- * 名前が良くなかったのでは・・・
- * (母親に対して) 仕事を辞めるのかと思った
- * 都会に若い娘を出すと怖い目にあうんだよ
- * あんまり泣いていると成仏しないよ 等



被害者遺族へのかかわり

- 家族を喪って (特に事件・事故・自殺)
触れて欲しくない時 や場がある
- 日常的に行われている会話が、時には
非常につらい言葉になることがある
(家族についての会話等)
- 遺族一人ひとりの亡くなった人への思い、事件
に対する考え、加害者に対する憎しみ・恨み等は
微妙に異なる
- 心が癒されていく過程も一人ひとり異なり
かなりの時間・期間が必要である

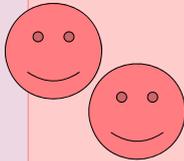


遺族の気持ちは生きている

遺族の気持ちは時と共に成長し
少しずつ変化していく
以前は娘の死により夢も希望も
全て失ったと思っていた
しかし、現在は娘の死から得る
ものがあることを知った

家族の強い絆

犯罪に対する強い認識と命の尊さ
犯罪被害者遺族の気持ちの理解
体験を話す機会を得ることができた
多くの人と知り合うことができた



犯罪被害者等に対する支援

犯罪被害者等基本法制定 (2004.12) 以前

各都道府県警察が中心

しかし

経済的支援

医療・福祉サービス

住宅

雇用

等生活全般の支援が必要



国・地方公共団体 民間支援団体 検察庁 学校・
教育委員会 弁護士会 保護観察所 警察 福祉
機関 医療機関 自助グループ等の協力・支援が必要

